

大阪狭山市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第12項の規定により監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成27年(2015年)3月27日

大阪狭山市監査委員

北井末廣  
薦田育子



1 通知を行った者  
大阪狭山市長 吉田友好

2 通知を受けた日  
平成27年3月26日

3 監査結果に関する報告  
平成27年2月24日大狭監第2005号 定期監査結果に関する報告

4 監査の対象  
保健福祉部健康推進グループ  
保健福祉部生活援護グループ  
保健福祉部福祉グループ  
水道局  
保健福祉部高齢介護グループ

5 指摘事項等に対する措置状況  
別紙(写)のとおり



大 狭 庶 第 1 2 号

平成27年(2015年)3月26日

大阪狭山市監査委員

北 井 末 廣 様

薦 田 育 子 様



大阪狭山市長 吉 田 友 好



監査の結果に基づく措置の状況について (通知)

平成27年2月24日付け大狭監第2005号による監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

#### 記

#### ・ 監査指摘事項等に対する措置状況

##### 【健康推進グループ】

契約事務にかかる起案及び契約書等の事務処理にあたっては、財務規則等の確認及び注意喚起を行い、今後は適正な事務処理を行います。

##### 【生活援護グループ】

契約事務における業務委託の名称（件名）については、一連の書類で名称を統一し、起案書等の内容に不備がないか十分な確認を行うとともに、今回のような業者選定理由の記載漏れなどが発生しないよう、関係法令等に基づいて適正な決裁処理を行います。

##### 【福祉グループ】

- (1) 事務決裁規程に基づき、適正に決裁処理を行います。
- (2) 事務決裁規程に基づき、適正に決裁処理を行います。また、当該団体に補助金申請等については、補助金等交付の適正化に関する規則に定められた様式で行うよう指導しました。

【水道局】

大阪狭山市水道局文書取扱規程に基づき、適正に事務処理を行います。

【高齢介護グループ】

- (1) 事務決裁規程等に基づき、適正に決裁処理を行います。
- (2) 事務決裁規程等に基づき、適正に決裁処理を行います。
- (3) 事務決裁程定等に基づき、適正に決裁処理を行います。また、当該団体の補助金申請等については、補助金等交付の適正化に関する規則に定められた様式で行うよう指導しました。